



池田市公報

第110号
 発行所 池田市役所
 発行者 池田市長 瀧澤 智子
 編集 総合政策部 法制課

令和5年8月1日発行

目次

	(ページ)
<u>条 例</u>	
○ 池田市市税条例の一部を改正する条例	2
○ 池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	3
○ 池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	4
<u>規 則</u>	
○ 池田市阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託事業者選定委員会規則	4
○ 池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則	5
○ 池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則	5
○ 五月山動物園詳細設計業務委託事業者選定委員会規則	6
○ 池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則	7
<u>公平委員会</u>	
○ 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則	7
<u>教育委員会</u>	
○ 池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則及び池田市図書館協議会公募委員選考委員会規則の一部を改正する規則	8
○ 池田市図書館電子図書館システム事業者選定委員会規則	8

本号には、令和5年4月2日から令和5年7月1日までに公布をした条例及び規則のほか、公平委員会及び教育委員会の規則を登載しています。

条 例

池田市市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第17号

池田市市税条例の一部を改正する条例

池田市市税条例（平成17年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第26条第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかつた金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項」を「の前項」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第30条の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第33条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて賦課し、及び徴収する。

第35条中「及び府民税額の合計額」を「、個人の府民税額及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第38条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。）」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「を前項」を「を同項」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第45条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第45条の2第1項各号列記以外の部分中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第45条の5において同じ。）」を加え、同項第2号中「によって」を「により」に改め、同項第3号中「前3号」を「前2号」に、「によって」を「による」に改め、同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第45条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第94条第1号エ中「及び側面」を「、側面」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定する特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第13条第2項中「若しくは第43項」を「、第43項若しくは第46項」に改める。

附則第13条の2に次の1項を加える。

18 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第34条の2の2第4項及び第35条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第56条中「。次条において「新型コロナウイルス感染症特例法」という。」を削る。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第94条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の池田市市税条例（以下「新条例」という。）附則第35条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第26条第2項並びに第33条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第35条、第38条第1項から第3項まで、第5項及び第6項、第45条、第45条の2並びに第45条の6並びに附則第34条の2の2第4項及び第35条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第35条の2第3項に係る部分に限

る。)及び第2項の規定 令和6年1月1日

(3) 第30条の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日

(4) 附則第13条の改正規定 公布の日又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律(令和5年法律第18号)附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日
(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の池田市市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第30条の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき池田市市税条例第30条の2第1項に規定する給与(以下この項において「給与」という。)について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第4条 新条例第94条第1号エ及び附則第35条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 新条例附則第34条の2の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第5条 新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和5年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第18号

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年池田市条例第21号)の一部を次のように改正する。

目次中「第34条」を「第33条」に、「第35条・第36条」を「第34条・第35条」に、「第37条」を「第36条」に、「第38条—第50条」を「第37条—第49条」に、「第51条・第52条」を「第50条・第51条」に、「第53条」を「第52条」に改める。

第6条第3項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改める。

第7条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改める。

第13条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改める。

第15条第1項第4号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第26条を削り、第27条を第26条とし、第28条を第27条とする。

第29条第1項中「法第7条第5項」を「同条第5項」に改め、同条を第28条とし、第30条を第29条とし、第31条から第33条までを1条ずつ繰り上げる。

第34条第2項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第33条とする。

第35条第3項中「この章」を「前節」に改め、第2章第3節中同条を第34条とする。

第36条第3項中「この章」を「前節」に改め、同条を第35条とする。

第37条第1項中「第42条第3項第1号において同じ。)及び」を「第41条第3項第1号において同じ。)及び」に、「第42条第3項第1号において同じ。)に」を「同号において同じ。)に」に改め、第3章第1節中同条を第36条とする。

第38条中「第46条」を「第45条」に、「第42条に」を「第41条に」に、「第43条」を「第42条」に改め、第3章第2節中同条を第37条とする。

第39条第2項中「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に改め、同条第3項中「、前項」を「、同項」に改め、同条第4項中「第42条」を「第41条」に改め、同条を第38条とする。

第40条第2項中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、同条を第39条とし、第41条を第40条とする。

第42条第1項第3号中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第4項第1号中「附則第73条第1項」を「第73条第1項」に改め、同条第7項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条を第41条とする。

第43条第6項ただし書中「第4項」を「同項」に改め、同条を第42条とする。

第44条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改め、同条を第43条とし、第45条を第44条とする。

第46条第5号中「第43条」を「第42条」に改め、同条第7号中「第39条第2項」を「第38条第2項」に改め、同条を第45条とし、第47条を第46条とする。

第48条中「の定員」を削り、同条を第47条とする。

第49条第2項第1号中「第44条」を「第43条」に改め、同項第4号中「第30条第2項」を「第29条第2項」に改め、同項第5号中「第32条第3項」を「第31条第3項」に改め、同条を第48条とする。

第50条中「第33条」を「第32条」に、「第46条」を「第45条」に改め、「と、第26条中「特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設」とあるのは「特定地域型保育事業者」を削り、同条を第49条とする。

第51条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第40条第2項」を「第39条第2項」に、「第33条」を「第32条」に、「第39条第2項中」を「第38条第2項中」に、「第52条第1項」を「第51条第1項」に、「法第20条第4項の規定による認定」を「教育・保育給付認定」に、「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、第3章第3節中同条を第50条とする。

第52条第2項中「第37条第2項」を「第36条第2項」に改め、同条第3項中「第43条第1項」を「第42条第1項」に改め、同条を第51条とする。

第4章中第53条を第52条とする。

附則第4項中「第42条第1項本文」を「第41条第1項本文」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和5年6月29日

池田市長 瀧澤 智子

池田市条例第19号

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

池田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年池田市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第27条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

規 則

池田市阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年5月10日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第36号

池田市阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

- (1) 阪急池田駅周辺基本計画・駅南広場詳細設計業務（阪急池田駅周辺基本計画の案の作成並びに阪急池田駅周辺基本計画に基づく阪急池田駅南広場の再整備に係る実施設計並びに当該再整備の関係者との合意形成及び測量調査に関する業務をいう。）の委託事業の実施について提案を行った事業者の適正評価に関すること。
- (2) 前号の提案の内容の評価に関すること。
- (3) 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

（組織等）

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 都市再生整備を担当する副市長
- (3) 総合政策部長

2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、まちづくり環境部都市政策課において処理する。
(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における委員会の会議は、市長が招集する。
(この規則の失効)
- 3 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月11日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第37号

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則の一部を改正する規則

池田市国民健康保険条例の一部を改正する条例附則の規則で定める日を定める規則（令和2年池田市規則第42号）の一部を次のように改正する。

本則中「令和5年5月7日」の次に「までに新型コロナウイルス感染症（池田市国民健康保険条例（昭和35年池田市条例第25号）附則第8項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）に感染した被保険者又は発熱等の症状があり同日までに新型コロナウイルス感染症に感染したことが疑われる被保険者が、その療養のため労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日以後、労務に就くことを予定していた日のうち最初の日」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月31日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第38号

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（令和2年池田市規則第36号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「、任期」の次に「（当該年度内において任期の満了後さらに任用され継続して勤務しているとみなされる非常勤職員にあっては、当該年度における継続する任用期間。以下この項及び次項において同じ。）」を加え、「年間の勤務日数（新たに非常勤職員として任用された者の当該任用の日の属する年度（4月1日から翌年3月31日までをいう。以下同じ。）における任期が1年に満たない場合は、当該任用の日から起算して1年間任用されたとした場合の当該1年間の勤務日数。以下同じ）」を「当該週

以外の期間によって定められた勤務日により算出した1年間の勤務日数（以下「年間の勤務日数」という）に改め、同条中第4項を第6項とし、第3項を第4項とし、同項の次に次の1項を加える。

5 勤務時間の変更その他特別の事由を生じたことにより前各項の規定により難いと任命権者が認める場合における年次休暇の日数、単位又は繰越しに関する取扱い、任命権者が別に定める。

第8条第2項本文中「前項」を「第1項」に改め、同項ただし書中「前項」を「同項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 任期の途中で勤務日数の変更があった前項の非常勤職員について、同項の規定により算出した年次休暇の日数が当該変更の前に既に付与した年次休暇の日数と比し少ない場合は、当該非常勤職員に付与する年次休暇の日数は、当該変更の前に既に付与した日数のまま変更しない。

別表第2中	1 1か月を超え12か月以下	1 10か月を超え11か月以下	9か月を超え10か月以下	8か月を超え9か月以下	7か月を超え8か月以下	6か月を超え7か月以下	を	6か月を超え12か月未満	に改める。
	10日	9日	8日	8日	7日	6日		10日	
	7日	6日	6日	5日	5日	4日		7日	
	5日	5日	4日	4日	3日	3日		5日	
	3日	3日	3日	2日	2日	2日		3日	
	1日	1日	1日	1日	1日	1日		1日	

附 則

(施行期日等)

- この規則は、令和5年6月1日から施行する。
- 令和5年4月1日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間に1年に満たない任期により新たに任用された非常勤職員のうち施行日において引き続き在職するもの（当該任期の満了さらに任用され継続して勤務しているとみなされる任用により施行日において在職するものを含む。）におけるこの規則による改正後の池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則（以下「新規則」という。）別表第2の規定は、同年4月1日から適用する。
(年次休暇の調整に関する特例)
- 令和4年4月2日から令和5年3月31日までの間に新たに任用された非常勤職員のうち当該任用から継続して勤務しているとみなされる任用により施行日において在職するものについて、この規則による改正前の池田市非常勤職員の勤務時間及び休暇に関する規則別表第2の規定により算出した令和4年度の年次休暇の日数が、新規則別表第2の規定を適用した場合に付与すべき令和4年度の年次休暇の日数（以下「新表による日数」という。）と比し少ない場合は、新規則第8条第4項の規定により令和4年度から令和5年度に繰り越される年次休暇の日数は、当該新表による日数から令和4年度に取得した年次休暇の日数を差し引いた数とする。

五月山動物園詳細設計業務委託事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年6月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第39号

五月山動物園詳細設計業務委託事業者選定委員会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する五月山動物園詳細設計業務委託事業者選定委員会（以下「委員会」という。）の組織、運営その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 委員会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、市長に対し答申するものとする。

- 五月山動物園詳細設計業務（五月山動物園の再整備に係る詳細設計（ウォンバット仮設獣舎の詳細設計及び仮設獣舎（ウォンバット仮設獣舎を除く。）の設計検討並びに仮設獣舎以外の五月山動物園の関連施設の詳細設計を含む。）並びにその実施に係る関係者との協議等及び測量調査等に関する業務をいう。）の委託事業の実施について提案を行った事業者の適正評価に関すること。
- 前号の提案の内容の評価に関すること。
- 第1号の提案に係る価格の評価に関すること。

(組織等)

第3条 委員会の委員（以下「委員」という。）は、5人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- 学識経験者

- (2) 緑地保全に係る活動をするNPO団体の代表
 - (3) 池田市緑化推進委員会会長の職にある者
 - (4) 副市長
- 2 委員は、前条の規定による調査審議及び答申が終了したときは、解嘱され、又は解任されるものとする。
(会長)

第4条 委員会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

- 2 会長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、会長があらかじめ指名した委員が、その職務を代理する。
(会議)

第5条 委員会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会の会議は、公開とする。ただし、会長が、会議の公正が害されるおそれがあると認めるときは、公開しないことができる。
- 5 会長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。
(庶務)

第6条 委員会の庶務は、都市整備部みどり農政課において処理する。

(補則)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(会議の招集の特例)
- 2 第5条第1項の規定にかかわらず、未選出、辞任等の事由により会長が未定の場合（第4条第3項の規定により会長があらかじめ指名した委員が会長の職務を代理する場合を除く。）における委員会の会議は、市長が招集する。
(この規則の失効)
- 3 この規則は、令和5年9月30日限り、その効力を失う。

池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年6月20日

池田市長 瀧澤 智子

池田市規則第40号

池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則（平成24年池田市規則11号）の一部を次のように改正する。

第8条第3項第2号ア中「第12条」を「第12条第1項」に改める。

第13条第1号中「情緒障害児短期治療施設」を「児童心理治療施設」に改め、同条第2号中「第2条」を「第2条第1項」に改め、同条第3号中「同条第26項」を「同条第28項」に改め、同条第5号を次のように改める。

(5) 困難な問題を抱える女性への支援に関する法律（令和4年法律第52号）第12条第1項に規定する女性自立支援施設

第2条 池田市墓地、埋葬等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

第13条第3号中「同条第28項」を「同条第29項」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中第13条第5号の改正規定 令和6年4月1日
- (2) 第2条の規定 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和4年法律第104号）附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

公 平 委 員 会

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月17日

池田市公平委員会委員長 平山 博史

池田市公平委員会規則第3号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年池田市公平委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表市長部局の項中「危機管理監」の次に「総括調整監」を加え、同表教育委員会事務局の項中「次長」の次に「（生涯学習推進室長を含む。）」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

教 育 委 員 会

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則及び池田市図書館協議会公募委員選考委員会規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年5月24日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第14号

池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則及び池田市図書館協議会公募委員選考委員会規則の一部を改正する規則（池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則の一部改正）

第1条 池田市図書館情報システム整備事業者選定委員会規則（平成25年池田市教育委員会規則第20号）の一部を次のように改正する。

第10条中「教育部図書館」を「池田市立図書館」に改める。

（池田市図書館協議会公募委員選考委員会規則の一部改正）

第2条 池田市図書館協議会公募委員選考委員会規則（平成26年池田市教育委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項第5号を次のように改める。

(5) 池田市立図書館長

第8条中「教育部図書館」を「池田市立図書館」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

池田市図書館電子図書館システム事業者選定委員会規則をここに公布する。

令和5年6月22日

池田市教育委員会 教育長 田 淵 和 明

池田市教育委員会規則第15号

池田市図書館電子図書館システム事業者選定委員会規則

（趣旨）

第1条 この規則は、池田市附属機関条例（平成25年池田市条例第1号）第3条の規定に基づき、同条例別表に規定する池田市民間委託等事業者選定委員会の担当事務に該当する事項を所掌する附属機関として設置する池田市図書館電子図書館システム事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）の組織、委員その他選定委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

（所掌事務）

第2条 選定委員会は、教育委員会の諮問に応じて次に掲げる事項について調査審議するものとする。

- (1) 電子図書館システム事業者（以下「システム事業者」という。）の候補者の審査に関すること。
- (2) システム事業者の選定及び選定結果の報告に関すること。
- (3) 前2号に掲げる事項に関し、教育委員会に意見を述べること。

（委員）

第3条 選定委員会は、委員5名以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 図書館運営に係る識見を有する者
- (3) 教育部長
- (4) 池田市立図書館長
- (5) 本市職員のうち情報システムを管理する課の職員

3 委員は、システム事業者の選定及び選定結果の報告が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第4条 選定委員会に委員長を置き、前条第2項第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、選定委員会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 選定委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

(評価の方法)

第6条 システム事業者の評価は、公募型プロポーザル方式により行い、企画提案書及びプレゼンテーションに係る評価点を委員が別に定める評価表に記入することにより行うものとする。

(選定の方法)

第7条 選定委員会は、前条の規定により各委員が評価表に記載した評価点の総合計点数が最も高いシステム事業者の候補者をシステム事業者に選定するものとする。ただし、システム事業者の候補者が示す費用が予算の範囲を超える場合は、この限りでない。

2 前項本文の場合において、評価点の総合計点数が均衡したときは、選定委員会は、その均衡に係るシステム事業者の候補者のうち、各委員別の評価表における最上位の評価を最も多数の委員から得たシステム事業者の候補者をシステム事業者に選定するものとする。

3 前項の場合において、委員の数が均衡したときは、選定委員会は、議長の決するところにより、その均衡に係るシステム事業者の候補者のうちいずれかをシステム事業者に選定するものとする。

(通知)

第8条 システム事業者の選定の結果は、採用の可否にかかわらず、全てのシステム事業者の候補者に対して文書により通知するものとする。

(庶務)

第9条 選定委員会の庶務は、池田市立図書館において処理する。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、選定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この規則は、令和5年7月1日から施行する。